

京都市職員特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 21 号

京都市職員特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する規則

(京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第1条 京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第3条の表用地交渉等手当の款財政部財産活用促進課に勤務する職員の項中「財政部財産活用促進課」を「資産活用推進室」に改める。

第8条の表動物取扱作業手当の款家庭動物相談所に勤務する職員の項中「家庭動物相談所」を「動物愛護センター」に改め、同表放射線取扱手当の款身体障害者リハビリテーションセンター、児童福祉センター発達相談所診療療育課又は保健センターに勤務する診療放射線技師又はエックス線の照射に直接従事する職員の項中「身体障害者リハビリテーションセンター、」を削り、同表保健医療業務手当の款保健衛生推進室生活衛生課に勤務する職員の項中「保健衛生推進室生活衛生課」を「保健衛生推進室医務衛生課」に改め、同表社会福祉業務手当の款身体障害者リハビリテーションセンター相談課に勤務する職員の項中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「地域リハビリテーション推進センター」に改め、

「

保育士又は福祉施設指導員(担当課長補佐及び担当係長を含む。)が入所者の日常生活上の支援又は自立訓練の業務に従事したとき。
--

日額	200円
----	------

を削り、「地域リハビ

リテーション推進係長を含む。)」の右に「、保健師(高次脳機能障害支援係長を含む。)

又は看護師」を加え、

義肢装具士が利用者等の訓練、指導又は補装具の処方、製作、適合判定若しくは修理の業務

日額	180円
----	------

を

に従事したとき。

義肢装具士が利用者等の訓練、指導又は補装具の処方若しくは適合判定の業務に従事したとき。	日額 180円
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者等の訓練又は指導の業務に従事したとき。	日額 180円

に改め、同款身体障害者リハ

ビリテーションセンター診療科に勤務する職員の項から身体障害者リハビリテーションセンター訓練科に勤務する職員の項までを次のように改める。

地域リハビリテーション推進センター支援施設課に勤務する職員	看護師、保育士又は福祉施設指導員（機能訓練係長及び生活訓練係長を含む。）が入所者の日常生活上の支援又は自立訓練の業務に従事したとき。	日額 200円
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者等の訓練又は指導の業務に従事したとき。	日額 180円

第8条の表社会福祉業務手当の款児童福祉センター発達相談所又は第二児童福祉センターに勤務する職員（第二児童福祉センター第二児童相談所に勤務するものを除く。）の項中「聴能訓練若しくは言語訓練の業務に従事する職員」を「言語聴覚士」に、「保育士」を「看護師、保育士」に改め、同表変則勤務手当の款身体障害者リハビリテーションセンターに勤務する職員の項中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「地域リハ

「ピリテーション推進センター」に改め、

「

深夜看護業務に従事したとき。

1回 4,400円

を削り、「保育士

」

」を「看護師、保育士」に、「担当課長補佐」を「機能訓練係長」に、「担当係長」を「生活訓練係長」に改め、同款児童福祉センターの児童相談所、発達相談所又は青葉寮に勤務する職員の項中「発達相談所」を削る。

第9条の表事業用電気工作物保安監督等手当の款中「公共建築部の整備支援課又は工務監理課」を「公共建築部公共建築企画課」に改める。

第11条の表賦課徴収業務手当の款区役所若しくは区役所支所の区民部の固定資産税課、課税課又は納税課に勤務する職員の項を削る。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

(京都市職員特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 京都市職員特殊勤務手当支給規則等の一部を改正する規則(平成26年3月31日京都市規則第207号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「保健衛生推進室生活衛生課」の右に「(平成27年4月1日以後にあつては、保健衛生推進室医務衛生課)」を加え、「平成27年3月31日」を「同年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)